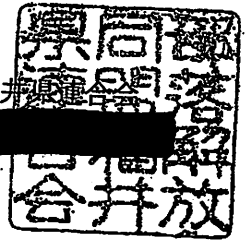




2015年9月20日

福井県知事 西川一誠 殿

部落解放同盟福井県連合会



人権問題についての懇談会の申し入れ

貴職におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

常日頃より部落問題・人権問題に対して鋭意ご努力賜り深く敬意を表する次第であります

さて、今年は、「同和対策審議会答申」が出されて50年になります。答申はまさしく、わが国が同和問題解決の根幹を示したものであり、50年に当たってその成果と課題を明らかにしなければなりません。

福井県におきましても、今日に於いて答申がどれだけ具現化されたかについて、福井県とともに検証していきたいと存じます。

つきましては、福井県に残された課題について、お互いの協力と努力によってより良い方向を目指すために下記の日程で懇談会を開催したいと存じます。公私とも、ご多忙の折とは存じますが宜しくお願いします。

記

日時 2015年10月13日(火) 午後1時より

場所 福井県立図書学習センター [小浜市]

懇談内容は別紙

解放同盟県連出席者 30名

以上

2015年度 部落問題解決に向けた福井県への要求事項

2015年10月13日

部落解放同盟福井県連合会

1 「人権教育・啓発推進法」関係について

- ① 人権教育・啓発推進法」には『地方公共団体の責務』が明記されており、県内市町においても人権施策推進に向け計画策定及び体制整備が義務付けられています。全市町の 2015 年度の人権施策推進計画に基づく実施具体内容を公表されたい。併せて、現状をどう評価し、今後どのように指導されるのか、県の考えを明らかにされたい。
- ② 各市町からによる人権啓発・教育連絡協議会の設置目的・内容を明らかにされたい。
- ③ 県人権センター2014 年度の活動内容や相談件数など実績を明らかにされたい。(人権問題や同和問題について)
- ④ 学校(義務・高校)における人権教育の内容(2015 年度 年間実施計画)を明らかにされたい。また人権教育の授業実践例、嶺北地域のものを示されたい(5~6 事例)

2 における差別事件について

- ① における差別発言事件は、今日まで における人権教育・啓発等施策がほとんど取り組まれてこなかった結果である。今後、市がこの問題の解決に向けて取り組むべき課題は多岐にわたる。県は に対し強い指導性を発揮し、 連携を強め取り組まれたい。
 - ・学校での人権教育の充実
 - ・ における人権啓発推進体制の確立
 - ・企業内での人権啓発の推進以上について具体的な取り組みを明らかにされたい。
- ② 福井県及び における取り組みの経過を明らかにされたい。(H26 年度年間実施報告 H27 年度年間計画の提出)

3 公正採用問題について

- ① 平成 26 年度の不適切事象の件数並びに、それに伴う労働局など関係機関が行なう違反事業所への指導・啓発の内容について明

らかにされたい。(公正採用指導員の活動内容含む) 併せて分析結果を公表されたい。

② 県内で公正採用選考人権啓発推進員を置いている企業数を明らかにされたい。

4 身元調査問題について

差別身元調査につながる戸籍等の不正取得を防止するための「本人通知制度」の実施は全国的に広がっている。福井県内自治体も積極的に取り組まれるよう県は指導されたい。

5 人権意識調査の実施について

県が27年度に実施予定されている人権意識調査内容、方法について明らかにされたい。併せて解放同盟との事前協議を実施されたい。

6 [REDACTED] 開発事業について

[REDACTED] の [REDACTED] 整備はどうなっていますか。

7 [REDACTED] 早期着工について

[REDACTED] の改良計画はどうなっていますか。

8

又

について

冬季波浪等の波の影響による上記一連の対応と、根本原因である冬季波浪対策について。

部落問題解決に向けた要求事項・回答

平成27年10月13日

要 求 事 項	回 答
1 「人権教育・啓発推進法」関係について ① 「人権教育・啓発推進法」には『地方公共団体の責務』が明記されており、県内市町においても人権施策推進に向け計画策定及び体制整備が義務付けられています。全市町の2015年度の人権施策推進計画に基づく実施具休内容を公表されたい。併せて、現状をどう評価し、今後どのように指導されるのか、県の考えを明らかにされたい。	(地域福祉課、生涯学習・文化財課) 2015年度(平成27年度)の人権教育・啓発に関する各市町「事業実施計画」を別添「提出資料1-1」のとおり提出する。 2014年度の市町の「人権教育・啓発実施計画」では、9市町において、同和問題を課題とする取組みの計画がない状況であった。 県は、同和問題に関する偏見や差別のない社会を実現するためには、教育および啓発を効果的に進めていくことが極めて重要であると考えており、昨年度末までに人権室が全市町に直接出向き、平成27年度計画において全市町が同和問題に関する取組みを計画に盛り込むよう指導してきた。 その結果、今年4月に提出された各市町の「人権教育・啓発実施計画」では、全市町において市町が主体となった同和問題の啓発に関する取組みが確認できた。 今後とも、県・県教育委員会は市町等とも連携をとり、同和問題についての正しい理解と認識を深めるための取組みを進めていく。

要 求 事 項	回 答
1 「人権教育・啓発推進法」関係について ② 各市町からによる人権啓発・教育連絡協議会の設置目的・内容を明らかにされたい。	(地域福祉課) 本県ではこれまで、市町人権主管課長会議や各市町の人権担当者が集まる人権教育・啓発連絡会において、人権問題について協議・意見交換等を行ってきたが、昨年度の各市町から提出された「人権教育・啓発実施計画書」において、取組みに温度差が見られる状況であった。 全ての市町において同和問題を含む人権教育・啓発を進めていくため、県が関与する形での、市町の課長および県で構成する「福井県市町人権教育・啓発連絡協議会」(会長：県健康福祉部企画幹)を平成27年8月19日に設置し、福井地方法務局も参加した第1回協議会を同日開催したところである。 協議会として、各市町の人権啓発等の情報交換、事例研究、研修、県と市町の共同事業などを実施していく予定である。 提出資料1-2 「福井県市町人権教育・啓発連絡協議会設置要綱」

要 求 事 項	回 答
1 「人権教育・啓発推進法」関係について ③ 県人権センター2014年度の活動内容や相談件数など実績を明らかにされたい。(人権問題や同和問題について)	(地域福祉課) 人権センターは、人権相談に関する総合窓口として、県民からの人権相談に応じるほか、職員が講師となり、県民、企業等に対する人権教育・啓発を推進している。具体的な活動内容については、次のとおりである。 (1) 人権相談事業 相談員による一般相談、弁護士による特別相談、嶺南地域への移動相談 ・一般相談 開館日は、毎日実施 相談件数 160件 うち、同和関係 0件 ・特別相談 毎月第3木曜日 13:00～16:00 相談件数 14件 ・移動相談 偶数月第2金曜日 [REDACTED] 13:00～16:00 相談件数 1件 奇数月第3金曜日 [REDACTED] 13:00～16:00 相談件数 1件 (2) 人権意識の普及啓発・研修における講師派遣回数 民間企業等 16回 (受講者 986人) 自治研修所、市町、学校関係 18回 (受講者1,166人) うち、同和問題含む 民間企業等 7回 自治研等 11回 (3) 情報の提供 啓発用備品貸出 61件 DVD・VHS計120本 (内同和関係12本) 書籍11冊 (内同和関係5冊) パネル12枚 (同和を含む)

要 求 事 項	回 答
1 「人権教育・啓発推進法」関係について ④学校（義務・高校）における人権教育の内容（2015 年度 年間実施計画）を明らかにされたい。また人権教育の授業実践例、嶺北地域のものを示されたい。（5～6 事例）	（高校教育課、義務教育課） 県内の小・中学校および公立高校ならびに特別支援学校では、スクールプランの中に人権教育を重要な柱として位置づけている。人権教育全体計画および推進計画をはじめ、人権教育年間指導計画に基づいて、各教科、道徳、特別活動等を中心に学習を進めている。教科では社会科を中心に、身分制度の廃止ならびに解放令の布告から全国水平社の結成に至る経緯を学習している。道徳では様々な人権教材を題材に、自分の考え方を深めるとともに正義の大切さを考え、差別や偏見に対しての実践力を養う学習を進めている。特別活動では、学級づくりや人権週間を中心に体験活動や日常生活の振り返り等を行い、人権感覚を高めている。 高校では、現代社会や政治経済をはじめ、国語、英語、家庭科、情報科等の授業には人権問題を題材とした教材があり、これらの学習を通して知的理解を深めている。また、ホームルーム活動や学校行事等における集団活動全般を通して人権感覚を涵養している。 本県では、いじめ問題への対応について、「福井県いじめ防止基本方針」を策定し、すべての学校では「学校いじめ防止基本方針」を定め取り組んでいる。今回、岩手県のでいじめによって自殺した事件を受け、いじめ問題に対する組織的な対応について再確認し、校長のリーダーシップのもと職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力していじめ問題に対応する体制で臨むことをはじめ、「いじめ対応サポート班」を編成し、学校全体で組織的に対応することで、いじめの未然防止、早期発見、早期対応について周知徹底し、取り組んでいる。 提出資料 2－1 「人権教育年間指導計画」 提出資料 2－2 「人権教育授業実践例」

要 求 事 項	回 答
2 []における差別事件について ① []の差別発言事件は、今日まで[]の人権教育・啓発等施策がほとんど取り組まれてこなかった結果である。今後、[]がこの問題解決に向けて取り組むべき課題は多岐にわたる。県は[]強い指導性を発揮し、[]連携を強め取り組まれない。 ・学校での人権教育の充実 ・[]で人権啓発推進体制の確立 ・企業内での人権啓発の推進 以上について具体的な取り組みを明らかにされたい。	(地域福祉課、義務教育課、高校教育課) []では、人権教育全体計画、人権教育年間指導計画に基づき、各学年において系統的・計画的に取り組んでいる。中でも特色ある人権教育として、[]において、[]をはじめとし、先人の生き方に学ぶ学習を継続的に実施している。また、今年度より新たに「法教育」を導入し、研究指定校を小学校4校・中学校3校指定して年間を通じて弁護士や検察官を助言者とし、高い規範意識や集団生活でよりよい生き方を学ぶ授業を実践している。12月の人権週間では、各学校で共通の資料を学年ごとに使用し、いじめや人権に関する授業を一斉に展開し、差別や偏見を許さない活動に結びつくよう人権教育の充実に努めている。 []庁内の人権施策推進体制については十分でないことから、県はこれまで、県の人権施策推進本部や県内の市町を具体例として示し、早急に推進体制を整備するよう指導を行ってきた。その結果、平成27年10月6日に[]「人権施策推進本部」が設置された。第1回の会議を10月29日に開催する予定である。 企業も対象にした同和問題に関する啓発としては、平成27年3月に[]共職業安定所と共催で「公正採用選考人権啓発推進員研修会」、県[]共職業安定所と共催で「人権教育・啓発講師および事業所人権啓発責任者研修会」を開催している。 県としても、引き続き、関係機関と連携し[]に対し人権啓発の取り組みを指導していきたい。

要 求 事 項	回 答
2 []における差別事件について ②福井県及び[]の取組みの経過を明らかにされたい。(H26 年度年間実施報告 H27 年度年間計画の提出)	(地域福祉課) 昨年度、県と[]の共催により[]、同和問題を取り上げた「人権啓発講演と映画の会」(平成26年9月11日)および「人権教育・啓発講師および事業所人権啓発責任者研修会」(平成27年3月19日)を開催した。 今年度は、同和問題について「人権啓発講演と映画の会」において菱山先生による「人権認識の深化と同和問題の解決をめざして」と題した講演会を平成27年10月7日に実施した。「人権教育・啓発講師および事業所人権啓発責任者研修会」も平成28年1月に実施する予定である。(いずれも[]内) また、[]昨年度、同和問題を取り上げた「第1回人権講座と映画会及び公民館職員研修会」(平成26年9月18日)、「[]人権研修会」(平成27年2月3日)、「生活学習センター職員人権研修」(平成27年3月25日)を実施した。さらに、「公正採用選考人権啓発推進員研修会」([]公共職業安定所共催)(平成27年3月11日)では、[]が同和問題実例を講演した。その他、公民館には同和問題等に関するパンフレットを設置し、啓発活動に取り組んでいる。 今年度においては、昨年度の同和関係の事業に加え、「[]人権研修会」は[]約100人を対象として計画するとともに、[]において、9月4日、同和問題啓発に関するチラシを配布したところである。 提出資料3-1 「平成26年度 福井県人権教育・啓発実績報告書」 「平成27年度 福井県人権教育・啓発実施計画書」 提出資料3-2 「平成26年度 []人権教育・啓発実績報告書」 「平成27年度 []人権教育・啓発実施計画書」

要 求 事 項	回 答
3 公正採用問題について ①平成26年度の不適切事象の件数並びに、それに伴う労働局など関係機関が行なう違反事業所への指導・啓発の内容について明らかにされたい。(公正採用指導員の活動内容含む)併せて分析結果を公表されたい。 ②県内で公正採用選考人権啓発推進員を置いている企業数を明らかにされたい。	(労働政策課) 採用面接等において不適切な事象があったと平成26年度に報告があった件数は81件で、前年度に比べて27件減少(▲25.0%)している。 また、該当する事業所も61事業所と、前年度に比べ18事業所減少(▲22.8%)している。 県では企業向け啓発用のリーフレットを作成し、合同企業説明会や人権教育指導者研修会等において事業所の人事担当者に配布し、公正な採用選考を行うよう要請している。 さらに、昨年度から開催している企業の採用担当者向け採用力向上研修会において公正採用選考に関するセミナーをあわせて実施するとともに、大学等新卒予定者向けの合同就職面接会においても、今年度から、面接会に先立って企業の採用担当者に対し公正採用選考に関するセミナーを実施している。 一方、「公正採用選考関係機関連絡会議」に福井労働局の担当職員にも参加いただき、不適切事象があったと高校生から指摘があった企業に対する確認や指導、啓発を依頼している。 福井労働局では、管轄するハローワークが違反事業所を戸別訪問し、公正な採用選考を行うよう指導・啓発しており、特に質問が多い「家族の状況」について、重点的に改善指導を行っている。 福井労働局管内で公正採用選考人権啓発推進員を設置しているのは、福井労働局の調べによると、1,487事業所である。 (高校教育課) 平成24年度から教育委員会主導で公正採用選考問題に取り組んでいる。今年度も、教育委員会は、各ハローワークを通じて、各事業所に公正採用選考啓発リーフレットと教育委員会が作成した公正採用選考依頼文書を配布し、公正採用選考の周知と依頼を行った。 また、これまで同様、採用試験を受けた生徒全員から「公正採用選考に係る受験報告書」を回収し、集計したものを「公正採用選考関係機関連絡会議」に提出する。これにより、不適切な事項を把握していく。

公正採用調査の分析結果

別紙

1 件数

	26年度		25年度		24年度		23年度		22年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
受験報告書の総数	2,013		2,331		2,350		2,055		2,254	
該当する受験報告書の件数	81	4.0%	108	4.6%	106	4.5%	138	6.7%	158	7.0%
不適切な項目の延べ合計数	127		169		188		196		226	
統一応募用紙以外	0		0		0		0		0	
提出書類	1		0		0		3		1	
①戸籍謄(抄)本	0		0		0		0		0	
②住民票	0		0		0		0		1	
③健康診断書	1		0		0		3		0	
④その他	0		0		0		0		0	
不適切な質問	124		168		188		193		224	
①本籍、出生地	1	0.8%	6	3.6%	3	1.6%	5	2.6%	6	2.7%
②家族の状況	73	58.9%	91	54.2%	91	48.4%	116	60.1%	158	70.5%
③住宅状況	4	3.2%	4	2.4%	10	5.3%	4	2.1%	1	0.4%
④生活環境、家庭環境	4	3.2%	6	3.6%	13	6.9%	6	3.1%	3	1.3%
⑤購読新聞、雑誌、愛読書	2	1.6%	8	4.8%	4	2.1%	5	2.6%	7	3.1%
⑥性別で区別した質問	3	2.4%	3	1.8%	1	0.5%	0	0.0%	1	0.4%
⑦人生観・生活信条	1	0.8%	3	1.8%	0	0.0%	1	0.5%	0	0.0%
⑧尊敬する人物	6	4.8%	9	5.4%	13	6.9%	13	6.7%	12	5.4%
⑨思想	1	0.8%	2	1.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
⑩宗教	1	0.8%	7	4.2%	4	2.1%	1	0.5%	3	1.3%
⑪支持政党	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
⑫短所、喫煙、交友関係	28	22.6%	28	17.3%	49	26.1%	42	21.8%	33	14.7%
作文の題名	2		1		0		0		1	
管内別の延べ件数										
福井管内	63	49.6%	94	55.6%	86	45.7%	97	50.3%	99	44.2%
武生管内	16	12.6%	28	16.6%	42	22.3%	41	21.2%	44	19.6%
大野管内	3	2.4%	1	0.6%	0	0.0%	0	0.0%	4	1.8%
三国管内	9	7.1%	15	8.9%	9	4.8%	16	8.3%	19	8.5%
敦賀管内	20	15.7%	17	10.1%	27	14.4%	23	11.9%	36	16.1%
小浜管内	7	5.5%	0	0.0%	6	3.2%	13	6.7%	13	5.8%
県内計	118	92.8%	155	91.7%	170	90.4%	180	98.4%	215	96.0%
県外	9	7.1%	14	8.3%	18	9.6%	3	1.6%	9	4.0%
合計	127		169		188		193		224	

②家族の状況の内訳

	26年度		25年度		24年度		23年度		22年度	
内訳	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1 家族構成	30	34.5%	35	28.7%	37	32.7%	48	35.0%	98	50.0%
2 家族の職業	56	64.4%	77	63.1%	66	58.4%	78	55.5%	86	43.9%
3 家族の年齢	1	1.1%	7	5.7%	7	6.2%	4	2.9%	9	4.6%
4 家族の健康状況	0	0.0%	2	1.6%	3	2.7%	7	5.1%	1	0.5%
5 家族の学歴	0	0.0%	1	0.8%	0	0.0%	2	1.5%	2	1.0%
計	87		122		113		137		196	

2 事業所数

	26年度		25年度		24年度		23年度		22年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
受験事業所の総数	743		786		760		712		732	
該当する事業所数	61	8.2%	79	10.1%	71	9.3%	89	13.9%	106	14.5%
不適切な項目を有する延べ事業所数	102		134		137		151		166	
統一応募用紙以外	0		0		0		0		0	
提出書類	1		0		0		2		1	
①戸籍謄(抄)本	0		0		0		0		0	
②住民票	0		0		0		0		1	
③健康診断書	1		0		0		2		0	
④その他	0		0		0		0		0	
不適切な質問	99		133		137		149		164	
①本籍、出生地	1	1.0%	5	3.8%	3	2.2%	5	3.4%	6	3.7%
②家族の状況	56	56.6%	67	50.4%	61	44.5%	85	57.0%	109	66.5%
③住宅状況	4	4.0%	4	3.0%	9	6.6%	3	2.0%	1	0.6%
④生活環境、家庭環境	4	4.0%	6	4.5%	12	8.8%	6	4.0%	3	1.8%
⑤購読新聞、雑誌、愛読書	2	2.0%	7	5.3%	4	2.9%	4	2.7%	7	4.3%
⑥性別で区別した質問	1	1.0%	3	2.3%	1	0.7%	0	0.0%	1	0.6%
⑦人生観・生活信条	1	1.0%	3	2.3%	0	0.0%	1	0.7%	0	0.0%
⑧尊敬する人物	6	6.1%	9	6.8%	9	6.6%	9	6.0%	7	4.3%
⑨思想	1	1.0%	2	1.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
⑩宗教	1	1.0%	3	2.3%	3	2.2%	1	0.7%	1	0.6%
⑪支持政党	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
⑫短所、喫煙、交友関係	22	22.2%	24	18.0%	35	25.5%	35	23.5%	29	17.7%
作文の題名	2		1		0		0		1	
管内別の事業所数										
福井管内	32	52.5%	42	53.2%	33	46.5%	46	46.5%	46	43.4%
武生管内	11	18.0%	13	16.5%	17	23.9%	27	27.3%	15	14.2%
大野管内	2	3.3%	1	1.3%	0	0.0%	0	0.0%	3	2.8%
三国管内	5	8.2%	8	10.1%	5	7.0%	8	8.1%	10	9.4%
敦賀管内	5	8.2%	7	8.9%	8	11.3%	10	10.1%	17	16.0%
小浜管内	2	3.3%	0	0.0%	3	4.2%	6	6.1%	8	7.5%
県内計	57	93.4%	71	89.9%	66	93.0%	97	98.0%	99	93.4%
県外	4	6.6%	8	10.1%	5	7.0%	2	2.0%	7	6.6%
合計	61		79		71		89		106	

要 求 事 項	回 答
4 身元調査問題について 差別身元調査につながる戸籍等の不正取得を防止するための「本人通知制度」の実施は全国的に広がっている。福井県内自治体も積極的に取り組まれるよう県は指導されたい。	(市町振興課) 人権尊重の観点からの住民票の写し等の取扱いの重要性については十分認識している。 住民票の写し等の交付制度においては、平成20年施行の法改正により、交付請求できる場合が限定されるとともに、なりすまし等を防止するため、住民票の写し等を交付する際の本人確認も厳格化される等、個人情報保護に十分留意した新たな制度となったものであり、市町においては、本制度の適正な運用が求められている。 本人通知制度については、住民票の写し等の不正請求を抑止し、不正取得による人権侵害を防止する上で有効であると考えます。 その一方で、市町からは、この制度の課題として、事務負担の増加の問題のほか、弁護士など第三者の正当な権利行使の妨害につながるおそれがあるといった意見もいただいている。 このため、本来であれば、国においてこうした課題をクリアにした上で、制度の法制化など必要な措置を講じるべきと考えるが、現時点では何も措置されていないため、本人通知制度の実施については、最終的には各市町の裁量によるものと言わざるを得ない。 そこで、市町の理解を深めるため、県としては、平成27年7月に市町の住民担当課長が集まる戸籍住民基本台帳事務協議会において、先進事例として、[redacted]担当係長を講師に招き、[redacted]における本人通知制度の導入に向けた経緯、導入手続および現在の運用について説明いただくとともに、その際、県からも市町に対して改めて検討をお願いしたところである。 今後とも、市町に対して、先進事例の紹介等、適宜必要な助言を行っていく。

要 求 事 項	回 答
5 人権意識調査の実施について 県が27年度に実施予定されている人権意識調査内容、方法について明らかにされたい。併せて解放同盟との事前協議を実施されたい。	(地域福祉課) 人権意識調査については、「人権問題に関する県民意識調査」として、平成20年度の本県の調査を基本に、国の調査項目（平成24年度「人権擁護に関する世論調査」）との整合性を図った県民意識調査を実施し、今後の人権施策推進の基礎資料とする。 調査内容等については、福井県人権施策推進審議会のご意見を伺った。 1 調査概要 ・調査対象 平成27年10月1日現在で満20歳以上の県民2,500名 ・調査地域 県内全域 ・抽出方法 住民基本台帳による無作為抽出 ・目標標本数 1,500名以上 ・調査時期 平成27年10月下旬～11月上旬の約2週間 ・調査方法 郵送による無記名調査票の配布・回収 2 調査項目 ・設問 23項目 - うち同和関係 3項目（4問） *平成20年度と同じ ・はじめて知ったきっかけ（家族、学校、職場など） ・同和問題に関しどのような人権侵害が起きていると思うか ・同和地区の人との結婚への対応（自身として、親として） ・属性 4項目（年代、性別、地域、職業）

要 求 事 項	回 答
6 [redacted]の開発事業について [redacted]側の [redacted] [redacted]整備はどうなっていますか。	(土木部、嶺南振興局) [redacted]側の [redacted]については、[redacted]から近く [redacted] [redacted]交通安全上問題があることから、平成18年度から関係者協議を開始し、平成 19年度から事業に着手した。 [redacted]しており、また、[redacted]より要望のあ った周辺施設の整備についても概ね了解を得ている。 [redacted]であることから、平成23年9月より関係する [redacted] [redacted]と協議を進めているが、[redacted] このような中、[redacted]との協議・調整は少しずつ進展しており、できるだけ早く 合意を得て、事業を進めていけるよう努めていきたい。

要 求 事 項	回 答
7 [REDACTED] [REDACTED]の早期着工について [REDACTED] [REDACTED]改良計画はどうなっていますか。	(土木部、嶺南振興局) [REDACTED]については、交差角が約 30° と鋭角なため視認性が悪く、また [REDACTED]に入る右折レーンが無いなど交通安全上問題があると考えている。 [REDACTED]国土交通省が管理しているため、現在、国との交差点計画協議を進めている。国との協議を終えた後、事業化に向けた手続きを進めていく。

要 求 事 項	回 答
8 [redacted]と[redacted] 及び[redacted]撤去について 冬季波浪等の波の影響による上記一連の対応と、根本原因である冬季波浪対策について。	(土木部、嶺南振興局) [redacted]の撤去などを効果的に行うため、それぞれの管理主体が連携・協力し、[redacted]等の対策を実施している。 平成26～27年度にかけて、[redacted]を観測してデータ分析を行うなど、原因究明のための調査を実施し、その結果を踏まえて必要な対策について検討していく。 [redacted]については、[redacted]踏まえて対応している。今後[redacted]を確認のうえ、対応していきたい。

平成27年度部落解放同盟との懇談会 議事録

日時 平成27年10月13日(火) 13時～15時50分
場所 若狭図書学習センター講堂

【出席者】

(福井県連合会) [redacted] 他
(中央本部) [redacted]

([redacted] 連合会) [redacted]
(県) 山内健康福祉部長 他

(司会: [redacted])

それでは、時間も時間なので始めたいと思います。皆さんお忙しいところ、県の方、それから同盟の支部の方、皆さん集まっていただきありがとうございます。今日は、忌憚のない意見をみなさん出し合いまして、同和に係る諸問題をいろいろ検討していただきたいと思います。まず最初に、自己紹介を前列の方のみお願いしたいと思います。

○自己紹介 団体: [redacted]
県: 県連提出名簿登載者(管理職) 前2列のみ

(司会)

それでは、部落解放同盟 [redacted] ご挨拶をお願いいたします。

[redacted] 非常忙しい中、先だつての同対審答申50年の取組みで、西川知事さんと懇談させていただきました。(首長)をはじめ、関係の方は大変ご苦労だったと思います。感謝しております。しかし、短時間でありましたけれども、実のある話がありましたことを厚く御礼申し上げます。

今日は、中央本部の方から [redacted] をはじめ、たくさんの方に来ていただきました。遠路、我々のこの交渉に何をおいても駆けつけてくれたことを厚く御礼申し上げます。支部の皆さんにも、今日はえらく多いなと思うくらい来てくれた。あちらの方は、月給をもらってきている。だから、回答にしっかり答えてもらふ責任がある。一方、こちらの方は身銭を切って、民宿の方は4時ごろ

まで忙しい。あとの方は、それぞれ仕事があって来てくれているわけや。だから、非常にそれだけ熱意があるということをわしは評価するし、そしてやっぱりこうして来ていただけないと、ずっと長くこの交渉をやってきていますけれども、毎回やっぱり少しずつ進んできていることは間違いない。これはやっぱり皆さんがいるからなんですわ。これは、私たち前列のものだけではできません。皆さんが来ていただくことによって、一步一步前進していくと、そのことが県の同和行政、そして人権行政を少しずつ少しずつ前進していく力となる。そういうことから言うと、万難を排して来てくれたことを本当にうれしく思いますよ。また、中にはやっぱり忙しくて来たくても来られない方もおります。そういうことも考えますと、やっぱりこれだけの方が来てくれたということは、やっぱり私たちの課題を解決しようとする決意の表れだと、それを今日は県の方へ反映させていきたいと思えます。

さて、先も申し上げましたように同対審答申が出されて50年ということですね。今、全国的に取り組んでおります。後ほど、中央の方から話があると思いますけれども、福井県もやっぱり50年にあたってできたところ、まだ課題があるところ、そういうものを・・・しっかり管理していく節目でありますから、今日の交渉、懇談会の中でもやっぱりそのことを踏まえて前進した回答をいただけるものと思っております。

しかし、何事も継続していかないと成り立たない。それはみなさん十分・・・、私どもも執拗にこの交渉に臨んでいるわけです。そういうことを踏まえて、今後の課題をどういうふうに解決するか。そういうことをお互いに忌憚のない話の中で、詰めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(司会)

それでは、福井県側代表者の方お願いいたします。

(山内 健康福祉部長)

皆さんご苦労様でございます。福井県の健康福祉部長をしております山内と申します。県を代表しまして、一言ご挨拶申し上げたいと思います。本日は部落解放同盟福井県連合会[]はじめ、多くの会員の方にご出席賜りまして、ありがとうございます。また、本部の方からも多数の執行委員のみなさまご来県いただきまして、ようこそ福井県においでくださいました。

皆様には日頃より本県におきます同和行政の推進につきまして、格別のご理解、ご協力をいただいておりますことに、この場をお借りしまして、改めて御礼申し上げます。[]からもお話しがありましたように、本年は同対審の答申が出て50周年の節目の年ということで、この9月の2日に

_____をはじめ、県連の方からは_____と_____来られました。中央本部からは、_____と今日もご出席いただいております_____もご出席を賜りまして、西川知事の方へ要望書を提出していただきました。知事の方からは、今後とも信頼関係を築きながら様々な観点から差別の解消に取り組んでいきたいという旨を発言させていただきました。

本県は平成12年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の施行を受けまして、平成15年に「人権尊重の社会づくり条例」を制定させていただきました。市町・企業・各種団体とともに「人権教育指導者研修会」、あるいは「人権啓発講演と映画の会」などといった研修会、あるいは県民の方々多数ご参加いただいております人権啓発のフェスティバル等に取り組んでいるところでございます。

ただ、しかしながら、本日の議題にも入ってございますけれども、_____内での同和問題に関する差別発言事象が発生するといったことで、いまだに社会にひそむ差別意識^は解消されていないと認識をしているところでございます。本日の懇談会では、それぞれいただきました議題に対しまして、わが健康福祉部をはじめ、関係所属の出席者の方から回答させていただきます。本日の懇談がですね、実り多きものになりますようによろしくお願いいたします。簡単ではございますがご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

(司会)

どうもありがとうございました。それでは、本題に移っていききたいのですが、それでは解放同盟の_____の_____の方から一括の提案をさせていただきます。その後で、1つ1つ順番に1から回答の方をよろしくお願いいたします。_____願います。

要求項目読み上げ(1～8)

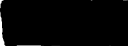
- (1①②③、2①②、5 向出地域福祉課長、
1④、2①、3① 北教育庁企画幹、3①② 吉田労働政策課長、
4 尾形市町振興課長、6、7、8 宮下小浜土木事務所長)
回答読み上げ(1～8) (座って説明)

1 「人権教育・啓発推進法」関係について

(地域福祉課、生涯学習・文化財課)

(司会)

どうもありがとうございました。いろんな担当者の方から回答いただきました。福井県知事さんが頑張ってやるということを皆さん理解して、回答していただけたのか、こちら側としてはまだ物足りない部分もあるかと思いますので、皆さん解放同盟の方、ご質問や指摘したいところがあったら、よろしくお願いします。

人権教育啓発の部分を開きました。この前では、同和問題を扱ったのが少なく、県・市町村にそれを入れていくという回答だったと思います。しかし、ずっと見ていくと、ち見ていくと、資料の27年度市町事業実施計画資料の1-1ですな。これを見ていくとなんかはね。人権意識の普及と書いてありますけれども、中身がそれに合っているかどうかということが気が付きます。例えば、同和問題を含む人権全般と新採用職員、これを見ておりますと、次のページの新任課長の28人、これも中に同和問題が入っているのかなと思うんだけど、それからみんな人権意識の普及となっているんだけど、中身を見るとね、なんかちょっと違和感があるような感じがしますわな。例えば、8番の人権意識の普及と書いてあるんだけど、中身は「薬に頼らず健康に暮らす方法」、これ講演の題名なので、これで果たして人権意識が深まる話になっているのかなあと。広い意味ではこれも人権意識なのかもしれないけれども、もう少し焦点を当てたものにならないのかと思いますね。

それから、9番目の人権の花運動、これはどこでもやっているんですけども、これも決してプラスにならないわけじゃないけれども、ただ単にこういうふうなものだけで雰囲気だけ作っていくというものだけじゃ弱いと思う。それを裏付けるきちっとした研修をなされないとうかと思えます。

それからあとね。男女共同参画社会がずっと出てきますよね。ずっーと続けて出てきている。これは重要だと思いますけれども、しかし、その中の話に本当に差別問題がきっちり押えられていっているのかと。男が女を差別すると。そのところのことをきちっと押さえていっているのかというふうに思うんです。単に男女共同参画社会と並べていけば、人権問題だろうとこういうことでやられたんでは、やっぱりもう少し差別についての突っ込んだ内容でないといけないと思います。

そういうのがずっとあるんですけども、例えば、  それなりに頑張っていると思うんですけども、あとは同和問題と書いてあるだけで、ど

ここにそれがあるか分からないです。それと全体を見ていると、講師を同じ人をずっと使われているので、私は中身を聞いたことがないので、どういう話か分からないんですけれども、これもどうかと思うんです。いろんなバラエティのある人権の話の扱っていくのがいいんじゃないかと思うんですね。みんな右に倣えというんじゃ、それぞれの市町の独自性というものが無いように感じる。そういうことがちょっと気になりました。

0より少しずつ進歩しているというふうに僕は思うんですけれども、今も委員長の方から指摘ありましたけれども、福井県の場合、[]のことばかり言うて悪いやけれども、ページの最初にあるからね。要するに、部落問題を含む人権全般とか、同和問題とか、さっきから言うてるように人権問題と人権意識の普及とかいろいろあるんやけれども、要するに何をしたんかと言うと、パンフレットを配ったと書いてある。これは他の市町村もチラシ配ったとか、しおりとかに・・・とかいう話があったりね。はたしてそれで同和問題の普及を、いわゆる意識をかえすための作業ですってね。本当にそれでいいのかというふうに思うわけですよ。悪いとは言っていないですよ。悪いとは言わへんのですけれども、じゃあパンフレット配るだけでいいのってね。

じゃあ、教育現場でしっかりと知識や教育を子どもたちに身につけさせようと思ったらね、パンフレット配って、これ読んどけとでは済まんのやって。そうでしょ。そのようなところがうちの委員長が言うところやと思うんやって。同和問題のパンフレットを配ったから、同和問題に取り組んでいますという表示になっているに過ぎないのではないかと。

やっぱりこう、我々今年、同対審答申50年ということで要請をさせていただきました。これは別に50年目の記念ということではなくてね。しっかりとその50年間を振り返っていくということがあるわけですよ。そして、差別がある限り、行政の責任で差別をなくすんだということを再確認している。特にその差別と言うのはですね、50年前も今も変わらへん。事実とか実態とかいうものをしっかり踏まえてですね、そしてその上に立った取組みなり、啓発なり、教育をやっているというのが当たり前のことなのでね、そういう意味では、パンフレット配りましたというだけでいいのかということなんですけれども、どうですか。[]らあったことも含めて。

(向出 地域福祉課長)

ご指摘につきましては、市町の取組みにはそういう同和関係の啓発が書いてあるけれども、中身は果たしてどうなのかということだと思います。ご指摘の

とおり、これを使った、これだけが同和の対応だけじゃないと思っていますし、そういう具体的な対象にどういうふうに伝えていくかということも大事だと思っていますので、これは何と言いますか、今後も継続していくことだと思っていますので、引き続き市町に対してですね、いろんな意見交換する中で、また指導していきたいと考えております。

(山内 健康福祉部長)

今、[REDACTED]おっしゃっていただきましたけれども、私も昨年来てですね、どうしても、どう変わっているだろうと思って見るので、昨年同和関係のことを一切やっていないところもある中で0よりはというところで、厳しいお話しではありますが、とにかく絶対やらなあかんということを指導というか、助言のメインのような形で対応させていただいたというところがあるんですけども、今ご指摘のとおり、1つ1つの中身についてですね、今後またより良いものになるかということの中身も含めて、こちらの方も見ていきたいと思っています。

それで、説明の中で言いましたけれども、協議会、ご指導いただいて今年、市町の会を作りましたので、そういった中でもですね、こういったことについて、ある程度中身に踏み込んだ形で助言して行って、これから取り組んでいきたいと思っています。

([REDACTED])
こちらから見るとね。県から言われてやむを得ずやっているのかなというレベルに思えてならない。それはね、結局、同和問題というのは難しいということがどうしても頭にあるんじゃないかなと思うんです。それはやっぱり理解していないから、そう思うんであって、それはどの市町村であっても、同和問題の認識が低いとそうなるわな。難しいし、やりにくいしとつい中身をあいまいにして、表だけ同和問題を扱っているという話ではない。

あらゆる差別の中でも部落問題を抜きにして、他の差別が十分理解できるはずがない。私たちは部落問題をしっかりやれば、他の差別も十分理解していると思うんやけれども、肝心なところを避けて、避けてという意識が今までずっと続いているんやから、この際中身をしっかりとしたもんにしていくといった方向にしていかなと、名前だけ人権とつければいいんやという話になるんやで、人を馬鹿にした話ではあるわ。部長さん、そのへんを少しね、やっぱり市町の実務者の頭を書き換えてもらわなあかん。

そして第一にな、やっぱりいろんな先生を呼ぶのもいいが、福井県の部落問題の差別を話す人を呼んでもいいんじゃないか。まるでこれじゃあ、福井県に対して、部落問題の差別がないような感じで聞き取ってきてるんじゃないんか。

どうよ、それについて。

(山内 健康福祉部長)

市町の直接の取組みの中では、まだまだ薄いというのが[]のご指摘のとおりだと思います。我々県としましてはですね、同和問題を正面に捉えた研修は、県の方は教育委員会とやらしていただいているんですけども、その中で市町も引き込んで聞いていただけるような形でやってきたんですけども、今後はやっとな全部一応はということろまでなんで、中身のあるものということで、引き締めたいと思っているところでありますし、今回50年での要望にもありましたようにある程度、我々としては権限を持つ側として、我々公務員という面ではしっかりせなあかんということでは、特に市町の職員の・・・なり、課長なりの節目節目の研修のときには、そういった面では少なくとも、少なくともと言ったら怒られますけれども、しっかりと本県の課題ということで捉えて、しっかりと研修できるようにそこはしっかりと押えなあかんと思いますし、他のことにつきましても、より内容が深まるように頑張りたいと思います。

[]
先ほど[]の方から話があったと思うんですけども、今年は答申50年の年、それから部落地名総鑑が発覚して40年ですね。少なくとも今日来てもらっている皆さん方は、同和対策審議会答申というのは読まれて理解されているという前提でよろしいんですね。若い職員さんもいらっしゃるけれども、若い職員さんで同和対策審議会答申って読んだことあります。目おうた人。あんだ。読んだことある。三列目の若い方。まだ50年前だったら、小学校行ってないでしょ。県庁入られてから、同和対策審議会答申を読まれたことあります。ないでしょ。

[]
冊子自体が各課にないと違いますか。

[]
実はやっぱりここが大事なんですよ。実はここに書いてある人権教育・啓発推進法って、ある日突然出てきたわけではないんですよ。同和対策審議会答申が今から50年前に出て、その4年後に同和対策事業特別措置法ができて、そして、様々な住環境整備が進められてくる。当然私どもの部落解放運動も、全国大行進とかやりながら組織の拡大が進められていくわけですよ。

そういう経過の中で、33年間で言うたら特別措置法から新たな一般対策に

移行していく中で、人権擁護施策推進法というのができて、そしてその審議会が出て、第一次答申で出てきているわけでしょ。ずっと同和対策審議会答申から部落問題の解決、そして部落問題をはじめ様々な人権問題の解決していくという流れの中で、人権教育・啓発推進法というのはできているわけですから、少なくとも県の職員さんが同和対策審議会答申とは何なのか。そこで、部落問題・同和問題とは何なのか理解してもらわないと、その中で同和対策審議会答申の中でいろんな指摘をなされているんだけど、その指摘が同和問題だけじゃなくて様々な人権問題にも生きているわけでしょ。そういうことをもう1回この機会に私は少なくとも県の主催で同和対策審議会答申から学ぶという研修会なり、学習会を計画してください。

それと部落地名総鑑、これを買った企業は[]もいるんですよ。[]にもいるんですよ。部落地名総鑑購入企業は、[]もいるんですよ。そういう事実が忘れ去られているのではないかと。なんか部落地名総鑑事件は、[]問題や[]の問題で、[]購入企業というのがあるということをもう1回悪いんやけれども、さっきの若い職員さん知ってます。部落地名総鑑差別事件って、知ってます。どんな事件ですか。部落地名総鑑差別事件って、どんな事件ですか。

(藤井 地域福祉課主査)

被差別部落をまとめた部落地名総鑑なるものが全国に出回ってしまって、それを購入する企業が現れ、それが問題になった事件です。

([])
どれぐらい買ったと思う。だいたいでもいいけど。私も何社って知らないので。1社2社とかそんなんじゃないんですよ。あるいはもっと言ったら、買って私らの先輩は地名総鑑差別事件が発覚したときに、当時、当事者運動の中で不買運動というのがあったので、不買運動をやろうかと思ったんやけれども、不買運動をやったら私たちの生活が成り立たないという。例えば、この電気、関西電力でしょ。関電も買っている。打ち上げで、ビール飲もうと思って、麒麟ビールも買ってるし、菊正宗も買っている。車乗ろうと思ったら、トヨタの車乗れんし。スズキの車乗れんしやね。マツダの車も乗れんし、活動できんわけや。つまり、日本の主要な産業の企業は買ってたというわけや。

そういうことを含めて、これ、もう一度他の市町村も問題はあるけれども、私はやっぱり県としてね、部落問題の原点である同和対策審議会の答申だとか、あるいは部落地名総鑑事件、特に今の若い世代の人たち、具体的に仕事をしてもらう人たち。部長らは、政治判断をする。具体的な実務をやるのは、彼みた

いな若い世代です。そういう若い世代が同和対策審議会答申を読んだこともない。あるいは部落地名総鑑事件っていうのがだいたいこんなんだというふうにしか思っていない。

そういう意味では、県がそこでもう1回、答申50年、部落地名総鑑発覚40年というこの節目の年で、しっかりそこについてもう1回学習する機会を作っていたきたいということと、あとは今具体的に起きている差別事件からどう学んでいくかという点が、決定的に市町村も含め、県も含め欠落しているのではないかと。そういう意味では、答申の中でも言うているように客観的事実として部落差別は存在していると。やっぱり客観的な事実の中で、今どんな差別が起きているのかと、県内で、あるいは近畿でと。そこをしっかりと踏まえてもらって、それを啓発に生かしてもらわないと。なんか名前だけ同和问题やけど、実際は中身の無い同和问题になってしまうんじゃないか。客観的な事実としての差別の実態というのをしっかりと位置付けて研修してもらえたらと思います。部長、そこらへんどう思います。

(山内 健康福祉部長)

やり方はいろいろあるかとは思いますが、我々も職員の研修があってそこでとどまって広がっていないということでは、読んだことがないという職員も確かにいようかと思しますので、そういったことは受けた研修から広げる方法もあるかと思えます。いろんな方法で検討したいと思えます。

方法じゃなくて中身。今年はちょうど答申50年やから。

(山内 健康福祉部長)

そういう意味では、今さんおっしゃたように記念の年と言ったら怒られるんですけども、50年という節目にそういった答申の内容を振り返るという機会を作っていくんで。

単発ということ。シリーズで。ずっと見てたらね。どれが同和问题か、これを今から先何年やるかという話ですわ。いわゆる50年経ったわけでしょ。部落問題が日本の国の中で、いわゆる国の責務や国民的課題と言われるようになって50年経ったんですよ。50年経って、これ各市町村で研修内容見ますと、県もそうですけど、靴の上から足書いているみたいなね。焦点化されていないんですよ。

ハ

さっき[]言われているように、もうちょっと焦点化して、しっかりシリーズで、部落問題とは何なんやということを市民に分かるような啓発するとかね。あるいは市民の前に職員が知っていないということであれば、それをしっかり研修をやるとかね。単発でどれが同和問題か分からんようなそんなふわーとしたものではなくて、しっかりと焦点化して、シリーズ化した同和問題を中心にしながら、1回研修を組み立ててもらったらいかがですか。これ、できたら全ての市町村で取り組んでもらえるような企画立案を県で、連絡協議会で県も市町村も入れて具体化するというような取り組みをしていただいたらどうかな。

人材が県で話す人がいないということであれば、また解放同盟中央本部に相談してもらえたら、それなりの方もおられるので、研究者の方もおられるし、歴史のことであったらこういう人がいいんじゃないかと、あるいは差別事件のことに關しては、地名総鑑に關わった方もおられるし、いわゆる・・・でね、しっかりと福井県で取り組んでいくというような方針を考えられたらどうかなというふうなのが[]がおっしゃた指摘やと思うんです。どうでしょう。

(山内 健康福祉部長)

今、[]のご提案も含めて、庁内、市町ともよく相談しまして、考えていきたいと思ひます。

[]

最後に1つだけね。様々な人権課題にそれぞれの取り組みがあつてね。課題によつては、講座にしてやっているところもあるわけや。ところが、部落問題に限つて言えば、きわめて抽象的であるんだけど、他の人権課題等については、きわめて具体的な事例を出しながら、我々の皆さんの身近な生活の場面での課題ということまで触れているわけです。これはええなあと思ひます。我々も同和問題・部落問題について、きわめて生活の身近な課題に突っ込んで、より具体性を持ってやっていくというのがより重要になってくるんであつてね。差別あきまへんよ、同和問題の意識を持ちましようと言うだけでは、絶対に無理やわね。他の人権課題について突っ込んでいる触れられているということはね、部落問題についても可能なんです。十分にそのことを踏まえながら、取り組みを進めてほしいと思ひます。

([])

ちょっとこちらから1つよろしいですか。この17市町の報告を見てますと、ファシリテーターの[]というのは、17市町のうち1・2市町

も同和問題で講話しているんですけども、いっぺん[]も来てもらえない
でしょうか。県かなんかが推薦しているんでしょうか。誰かこの方の話聞いた
ことありませんか。大変細かいこと聞いて申し訳ないんですけども。17市
町のうち12市町が、さすが[]か[]上かはこの人と呼んでませんけれど
も、どういう人なんか教えてほしいです。どういう方なんでしょうか。

(司会)

はい、いかがでしょうか。

([])

分からなかったらけっこうですけども。

(百田 生涯学習・文化財課参事)

すみません、生涯学習・文化財課参事の百田でございます。[]とい
う方は、もともと[]に属されておりまして、様々な人権課題です
ね、ファシリテーションと言いますか、参加型学習のですね、非常に熱心に取り組んでおられます。この[]の方から、毎年1冊ずつ出されてお
るそういった冊子の中心的メンバーでございます。

[]
私の勉強不足ですみませんでした。ありがとうございました。

(百田 生涯学習・文化財課参事)

よろしいでしょうか。

[]
はい、けっこうです。

([])

あのね、今、人権問題の人権センターのことについて話出てきましたんで、
この3枚目の人権相談事業というところに研修を受けた人の人数が書いてある
んですけども、一般研修のところでは毎日実施している相談研修が160件あ
る。ところが同和研修は0と。考えてほしいね。特別研修、相談研修が14件
か、同和研修はここには書いてないんですかね。1件か。それから、一番下の
ところの相談研修についても1件という。これは、どういうことか全くね、人
権センターという大きな建物が建っているところでね。これを設立をしたのは、

同和問題を一生懸命するということで、設立したと思うんです。ところが、薄く考えれば一般問題の中にも人権問題はあるんですけれども、我々が言うてる差別されるものを代表にしているこの人権問題の研修が0というのは、県庁自身の方は分かっておられるのかなあと思う。0というのは何を表すんか。

2年ほど前に[]で全同協の[]大会があったんですわ。そこで、私は話したんですけれども、そこに[]人が何人もやって来たんです。[]大会があるのに何で東京の人が来るのかなあって。ものすごく熱心な人やなあと思ったんですけれども。そうかと思えば、自分の親元[]にあるんです。親元に同和地区と言われているところがある。私の家は同和地区なんだろうが。研修やっているところで、同和問題解決しようとしてやっているんか。どこに同和地区があるか調べて、そこに逃げたいがためにやっているんだと。[]の啓発の取組というものは、そういうものを育てているということなんだ。まだ他にも他からかかってきたということもあります。[]からかかってきたんでなしに。この同和問題に関わる研修が0というのは。

(向出 地域福祉課長)

ちょっと説明させていただいてよろしいでしょうか。今、[]が言われたのは、人権相談を受けた、昨年度160件受けた中には、同和関係の相談がなかったということで、研修につきましては、次を書いてございますけれども、人権センターから民間企業や自治研、市町、学校関係に全体で昨年度は34回講師を派遣しております。その34回の中で18回につきましては、同和問題関係を含む研修を行ったということで、研修を全然同和問題を外していると……。

([]が遮って、発言)

[]
そんなら今一番上に書いてあるのは何ですの。

(向出 地域福祉課長)

今申し上げたことの繰り返しになりますけれども、人権センターで受け付けた相談、一般の方から受け付けた人権相談を受けたことの分類の中で、同和関係はなかったということです。

[]
それでいいんですかね。なかったらそれで同和問題が解決したということでよろしいんですか。

(向出 地域福祉課長)

そういう評価はしておりませんが、ここは昨年度の実績ということで数字を報告したわけでございます。

()
意識が0だったら、実際に差別やとっても平気なわけないでしょ。これをもっと掘り起こさなければならないと違うんですか。もっと掘り起こして。

()
ちょっとよろしいか。この一般相談160件書いてありますやん。で、もう一方、同和関係が0と下にありますが、この160件の相談の中身、内容ですね。この中身がどういうものなのかと。相談の中身ですよ。例えば、生活に関する相談なのか、子育てに関する相談なのか、いろいろありますやんか。ちょっと中身書いてないから、分かりませんが。中身、160件の中身がいわゆる同和問題と関係しているとかしていないとか、これ捉え方によって違うでしょと私は思うんですけれども、このへんどう棲み分けしているの。

(森下 人権室長)

人権室長の森下でございます。人権センターへの相談の中身ですが、去年、平成26年度の相談事例、160に14に1、1を足した17.6件。これの内訳でございますが、一番多いのが障害者に関するもので42件ございました。次が高齢者に関するもので32件、そして家庭の悩み相談が21件と人権に直接関係のない相談もお聞きすると、基本的には幅広くいろんな相談をお聞きするという形ですので、家庭のいろんな悩みもお聞きしたと。あと多いのはそういったところで、あと女性が19件と。あとはいろんな子どもとか、労働関係とかそういったものが数件でございます。

()
まあね、それは分かったんやけれども、あんたらが同和問題なしと書くからあかんのやろうがし。中身をはっきり言うたら分かるんやし。

()
来はった人にあんた同和地区の人ですかと聞くの。

(向出 地域福祉課長)

その人がどこにお住まいかというのは、普通。

住まいとかじゃなくて、あんた同和地区の人ですかって。同和地区の人だって、子どもの相談もあれば、生活の相談もあれば、高齢者のいろんな相談もあるわけやないですか。同和问题っていうのを捉え方がどないなってるのということ。私どものほうから言わせてもらったら。部落差別によって、教育が奪われ、仕事がない、っていうような課題・背景を持って生活されている方もおられるわけです。同和问题っていうのは、そういう問題ですよ。この棲み分けですと、部落ですか、部落じゃないですかとかいった相談を受けているわけじゃないですよ。向こうからそういう話しはったら、そうやというのは分かるけれども、そうでないかも分からへんわけですよ。

ましてや、胸張って、部落を自分は出身やって、要するにオープンにして暮らしていけるというような世の中になっていないから、隠そうと言う人が多いわけですよ。そういう現状の中で、例えばこの170何件の相談があるけれども、その相談の中に同和地区の人がやはり困ってんねんという相談が中に含まれているんじゃないかと。そのように捉えることはできないのかということですよ。

もっと言うたら、何のためにあり、集会所があり、そういうところでの身近な相談を受けていくということを従来からやってきはったわけですよ。ここでね、顧問が言っているようにしっかり部落差別の問題を理解なり、認識しているということであれば、この160件の棲み分けみたいなもんも含めてですね、やはりでてくるんじゃないかと思うんです。

関連やけれども、この棲み分けでいったら、私部落差別受けましたという相談があったらね、1件とカウントされてしまうと思うんです。ところがね、これもあるんですけど、1年間の相談件数が100ほどあったと。そして、同和问题が0と。いや、そんなことないやろうと。もう1回分析し直したらですね、圧倒的に部落差別に関する相談が多かったというのがあるんです。

表面的にそういうのに気をつけないあかんことは、じゃあ私部落差別されましてどうしようと言っている人はほとんどいてないですよ。そんな相談あったら、それはもう差別事件なんでね。視点をちやうところで捉えんかったら、それこそ同和问题0ですとかね、アンケート調査とったら、意識調査やったら、なんか福井県は知りませんけれども、北陸の他の県行くとね、1番最低なんですわ、0コンマなになになんですわ。ほな、部落差別がないと言うのかと言っ

たら、決してそうではなくて、仕事の悩みとか結婚の悩みとかいろいろ出てくるわけよ。関心が。結婚のこととか、仕事のこととか。これって、もうちょっと深く分析したら変わってくるやろうということなんやって。

だから、さっきからうちのメンバーが言っているように同対審答申というのをしっかり学習していくと、そしてその中で差別っていったいなんやってしっかり掴んでいく。それでもう1つ取組みをしっかりと進めていくと、ほらこっちが体制をしっかりとせんかったら、それこそ人権で全て終わってしまう可能性がある。しっかりと人権と言う中で、大枠では間違いなく人権なんやで、でもその中で具体的なことが見えなくってしまう。そういう視点をしっかりと持って相談にあたってもですね、意識を持ってやってほしい。結果、その事実を間違えて捉えてしまうということにもなりかねないからですね。当然、この施設に相談してくるということは、そういうこともたぶん含んでいるやなあということ想定しながら相談するというのは当たり前のことなんでね。それはしっかりしてほしい。だから、さっきから言っている市町村の取組み、いわゆる市町村の取組み、人権啓発の取組とか体制とかとやっぱりよう似ている。この捉え方自身も。しっかりと部落差別というものを捉えきっていないというところから、こういう状況に至るんじゃないだろうかというふうな気もする。だから、0ですというだけではあかんのですということですよ。最後、説教じみた話で申し訳なかったですけども、そういうことやねん。

前進めようか。

前進めようか。

時間がないので、教育委員会関係の資料をたくさんつけていただきました。それじっくり見ていきたいんですけども、1つ気になるのは、やっぱりざっと見た限りでは、先ほど一般の人の研修内容でも言いましたように、学校教育でも、これが本当に差別について考える授業になるんかどうかということや。まあ、時間がないので1つだけ聞きたいんですけども、この資料の2-1の12頁のところに・・・と戦った少年の記録というのが書いてある。まあこれは言いことやわな。これを通して、・・・に対する差別をなくすと。資料2-1、12頁。このときに、かわいそうとかそういう感情的な育成するだけじゃいかんと思うんやってな。そういうことの中身も差別というものがどうい

うことかというのをしっかりと押えていかなかったら、A子が差別されているからかわいそうという話にはならない。

だから、学校の教育の中でずっと見ていくと、どうしても形式的な絵があるわな。やはりこれはな、子どもの中でも3年生、4年生になってくると差別意識が生まれてくるんやって。女のくせにとかそういうことが出てくる。それが自然と・・・に出てくる。そのときに自分の中にある差別というものを考えさせる教育じゃなかったら、なかなか感動的な話だけじゃない。そういうのがないなあと思う。

どっかに新聞の記事で、忘れたけれども、アメリカの博物館の話だったかな。ドアが2つあって、差別するドアと差別しないドアがあると。あなたはどちらへ行きますかと言ったら、差別すると言った人が差別するドアに行くし、一方差別しないと言った人はドアに行ったときにドアがまた開かないわけです。そういう話はよく聞きますやん。これはどんな人間が差別があるんやから、生まれてくるんやから、やはり小さいときから気づかせていくということをしなかったら、本当の人間を愛していくと人格を認めていくということにならんとちゃうかな。

それともう1点ね。拉致問題を扱っているわな。小学校でもな。まあこれは人権問題に関わる問題と言えそうだが、確かに拉致された子どもの家族にしたらこんな残酷なことないし、こんな理不尽なことない。よくわかります。この問題あくまでも政治的な問題。これを子どもに考えさせたときにはたして差別というものが分かるのかと。これ政治的な問題がなじみにくいではないんかと思う。学校教育の中で。一般の方にしても拉致問題が出てきてますが、これは、しかしまあ、人権室は拉致問題を扱うということで、どっかから出してこれということで出てきたんかも分からんけれども、やっぱり政治問題だわな。だからこれを一概に人権問題というふうにやるんなら、もっとそこにある差別の問題を追求せなあかん。

それともう1点ね、疑問に思ったのは、14頁のね。上から4、5、6。小学校のときの部落問題について書いてある。ここに江戸時代の身分制度の成り立ちというのが書いてある。そこにえた・ひにんと書いてある。これは実際にそういう言葉で出しているか、非常に疑問に思う。

(淵本 企画幹 (義務教育))

はい、~~それじゃあ~~お答えいたします。義務教育企画幹の淵本でございます。今、委員長ご指摘のとおり、やはり学校教育は非常に人権の教育の中では切実なんだということで、小学校のとき、その前の幼稚園のころから、やはり人と人との違いが認め合っというような教育は非常に重要だと思っております。

先ほど、エイズのこととか、拉致のこととかありましたようにそれだけではなくてですね、発達段階に応じて1番子どもたちが分かるように教育を進めていきたいというふうに思っております。

それで、今ご指摘の江戸時代の身分的なことにつきましては、**〇〇**ご指摘のとおり、中学校で使っている教科書ですけれども、本県使っている教科書、中学校の部分ではそのような表現も確かにございます。ただし、大切なことは歴史的なことをしっかりと正しく理解した上で、中学校3年生の公民のところ、これも教科書でございすけれども、実際に差別を受けて大変苦しんでいると、これは全国の中学校の人権作文コンテストで賞に入られた方の作品ですけれども、このように現実で結婚等で差別があるということにつきまして、本県の子どもたちは中学校3年の公民の中でしっかりと学習をしております。以上です。

(**〇〇**)

えた・ひにんという言葉は出していないの。出してるの。

(淵本 企画幹(義務教育))

全国で使っている教科書に本県も使っているところに、**〇〇**ご指摘の言葉は入ってございます。

〇〇
教科書の中に。

(淵本 企画幹(義務教育))

はい。ただそういったことが正しく認識されるやうないわれなき差別に苦しむ人たちが歴史的にですね、現在も事実として苦しんでいるんだということは公民の教科書の方にも出てきてございますので。

〇〇
それできちっとフォローできるのであれば、それでいいんやけれども。きちっと理解させなんだら、いたずらにでていいものではない。

〇〇)
参考までに言うけれどもね。だいたいフォローする、こういう言葉を教壇で扱う場合、学校全体として、親も巻き込んで体制を作らなかつたら、・・・あるのに子供ら同士が遊びの中で、えたとかひにんとかいう言葉を使うのはものす

ごくある。やっている側の意図とは別に子供らは自由にそういう言葉を使ってしまう。言葉だけ先行するというのは、全国的にもあること。それこそ、腹くくって体制をしっかり持っていかなあかと厳しい話やで。

(司会)

すみません、それではここで5分間ほど休憩を取りたいと思いますので、その間にトイレすます人、用事すます人、その間に5分後に38分ごろお願いします。ほんなら、40分にしましょうか。40分にまたここに戻ってきてください。

《休憩》

2 〇〇における差別事件について（地域福祉課、義務教育課、高校教育課）

(司会)

時間が来てますのでそろそろ始めたいと思います。それでは、5頁のところの〇〇における差別事件のところから進めていきたいと思います。どうぞ〇〇の差別事件から始めたいと思います。

〇〇の問題については、ずいぶんやってきているわけですが、〇〇の取組みの内容を見ますと、・・・ところが見られます。しかし、その庁内の体制作り、その庁内の体制作りを強く求めてきたわけですが、一応作ったということですね。まあそれはいいですが、中身はどういうことになっているのかということになりますな。

(森下 人権室長)

〇〇人権施策推進本部という名称で今回設置していただいた中身のメンバーでございますが、〇〇本部長としまして、関係部長が総務部長をはじめ各部長が構成員となっております。その下にさらに幹事会というものを置いて、関係課の課長が構成員となるような2段階になっております。

だから、前進したと思うんですね。それから企業の啓発の推進というのは、

3月にいっぺんやっただけか。これ、もっと多彩な取組みがあるんじゃないか。

(森下 人権室長)

■■■■としましては、企業対象にやっておりますのは、公正採用関係の人権啓発推進員研修会、今年度でございますか。

(■■■■)

今年度でも、去年でもいい。去年だけやったんか。

(森下 人権室長)

去年は2回やっております。企業を含むというものは、2回やっております。

(■■■■)

この事業所人権啓発責任者というのは、どういう人。これは県独自ですか。それとも■■■■独自ですか。5頁の下から3段目ですね。県と■■■■公共職業安定所と共催で「人権教育啓発講師および事業所人権啓発責任者研修会」を開催したと書いてある。この事業所人権啓発責任者というのは、■■■■が独自に設置をしているのか、それとも福井県が独自に設置しているのか。

(森下 人権室長)

■■■■の公共職業安定所とそれに■■■■入って研修会を開催しております。

(■■■■)

それはそうだ、読んだら分かる。名称のことだ。事業所人権啓発責任者というのは、そういう制度があるのか。

(森下 人権室長)

推進員という制度はあります。

(■■■■)

だから、企業のこれはどういう意味なのかと聞いている。つまり、厚生労働省は公正採用人権啓発推進員という制度を持っていますでしょ。

(森下 人権室長)

はい、持っています。

([REDACTED])
その持っているのとは別に、その制度とは別に事業所人権啓発責任者を設置しているの。

(森下 人権室長)

いや、厚生労働省の・・・。([REDACTED])が遮って発言)

([REDACTED])
なんでこれ名称変えるの。意味が分からない。上の方は共催で公正採用の人権啓発推進員の研修をやりましたとなっている。その下の段のところは、一段下のところは事業所人権啓発責任者研修会となっている。それどう違うの。

(森下 人権室長)

上の方の公正採用人権啓発推進員と言いますのは、企業の人事担当の方が対象となっております。

(山内 健康福祉部長)

すみませんね。制度としての推進員も含めてですね、各企業のそういった人権関係を含めた責任者の方にも集まってくださいという意味でこういう名前でやらせていただいたということです。

([REDACTED])
啓発推進員というのは、どういう役割を持っているの。県の方は、どういふになっているの。公正採用人権啓発推進員というのは。

(吉田 労働政策課長)

県の労働政策課でございます。公正採用人権啓発推進員というのは、今ほど申し上げられたように国の制度でございまして、企業内での公正採用の研修とかですね、採用時における留意事項の徹底などの確認をやりまうとかいう役割を持っていまして、小さい企業で言いますと経営者が直接その任についている場合がありますし、大企業等でいきますと人事担当の採用の責任者の方がついている役割でございます。

([REDACTED])
それは分かった。それで、下の方はなんや。事業所で人権啓発を企画したり、立案したりする人が公正採用選考人権啓発推進員でしょ。

(吉田 労働政策課長)

役割的には同じものだと思いますので。

事業所人権啓発責任者というのは、独自に[]が設定したのか。例えば、国の場合は、概ね100人以上の企業については設置をなさいとなっているわけや。ところが100人以下の企業もいるわけでしょ。そういうところについては、国の公正採用の推進員制度からもらっちゃうから、[]が独自に100人以下のところについてもですね、こういう事業所に対しては、人権啓発の責任者を設置してくださいという、こういう制度を作ってやっているのか、どうなのかということ。

じゃあ、逆に聞きます。県はあるんですか。県は、厚生労働省は概ね100人以上の企業に対して対象として。100人以下については、厚生労働省の公正採用選考人権啓発推進員の制度からもらっちゃうわけでしょ。だから、うちの[]だったら20名以上の企業については、県独自にそういう制度を作っているわけです。福井の場合だったら、100名以下の場合だったら、国の定めている人権啓発の公正採用の推進員からもらっちゃうから、それを補完するものとして、県は何かやっているの。

(吉田 労働政策課長)

福井の労働局では。

いや、労働局は分かっている。福井県として。

(吉田 労働政策課長)

県独自の制度というものは、持ってございません。

では、100人以下の企業に対する啓発はどうなの。

(吉田 労働政策課長)

福井の労働局では、30人以上ということでやっておりまして。

福井は30人以上。

(吉田 労働政策課長)

それ未満のところについては、今おっしゃられているような形での制度の要求というのは、今、対象にできないという形です。

()
じゃあ、下の5頁のところに戻るけれども、これはどういう意味。

(飯田 嶺南振興局次長)

このですね、責任者研修会というのはですね。ほとんどはですね、労働局の公正採用の人権啓発推進員と重なっている部分が多いんですけども、公正採用の人権啓発推進員と指定しますと常にその人が出てくるので、その人以外の方、人権啓発の責任者、その人の部下であるかもしれないですし、上司であるかもしれないですけども、そういう意味で幅広く出ていただいた方が、いろいろ出てきていただきやすいんじゃないかと、そういう観点から、人権啓発責任者研修会といたしまして、でてきていただくようにしたという形でございます。

()
責任者と公正採用選考推進員との違いというのは。推進員というのは、責任者と違うの。

(飯田 嶺南振興局次長)

推進員は責任者でございますけれども、推進員と指定しますと推進員しか出てこない、その人しか出てこないとなりますので、そのあたり上司かもしれないですし、部下かもしれないですけども、幅広く来ていただくということも出てきていただきやすいので、そういう観点から。

()
少なくとも、ここで時間は取りたくないんですけどもな。少なくとも国が定めている公正採用人権啓発推進員というのは、人事労務にそうとうの権限を有する人となってくるわけでしょ。少なくとも企業の中で責任者やないか。人事や労務に対して、一定の権限を持っていて、そういう責任者になるわけでしょ。これといっしょ変わらへんとちゃうの。こういう形でやるんだったら、せっかくこういう名称を作ってくれたんだから、そういうのを県独自で作ってほしいなと思いますよ。

()
これは研修会するときの呼びかけのタイトルとして、使ったということやな。

(山内 健康福祉部長)

そういうことです。一般名詞ということであれば、一般名詞ということになるんですけども。推進員にとらわれず、来てくださいという趣旨です。名前という形で認識していただければと思います。

()
せっかくいいネーミングなんで、そういう制度を作ってほしいと思います。

()
もう1つ聞きたいんですけども、全体を見ると()の人権教育啓発実績報告書を見ると、少し27年度の方が進んだと思うけれども、私この程度で()が抱えている問題を解決できるかという問題が出てくる。我々、必要に言うのはね。やっぱり差別を受けた方、その地区の方々、この人らが平等に暮らせる町作りをやってもらわなあかん。()で。

これざっと見ていくと、だいたい言うたら、集める数もそんなにたいしたことないし、実際の同和問題の話も数が少ないわ。こんなことで、今()全体が人権意識の低さを上げていかれるんかという問題。できる範囲で、早く差別された人らがまっとうな生活を送れるように取り組まなあかん。そのために、()とやっている。それに対しての答えにならない。これもっとしっかりやらせるように指導せなあかん。

()
差別事件の教訓というのが、何が問題やったんやというのを県を含めていわゆる具体的な取り組みをしていきましょうという体制作りをしたわけでしょ。で、そこで部落問題がしっかり啓発されていない。あるいは教育についても不十分だと、こういうことがはっきりしているわけや。やらなあかんことははっきりしているわけや。それを具体的に委員長が言うように企画・立案をしっかりといただいて、部落問題についてさっきも私言いましたように焦点を当てて、例えばそれが結婚差別の問題なのか、就職差別の問題なのか。そういう焦点の当て方をしていただいて、そういう研修をやっていくという具体的な中身を作っていってもらうということをしないと前に進んでいかんと違いますか。書いてあることは体制もすごくええことかいてあるし、あとは企画・立案ですよ。これはちょっと不十分、力が弱いと違うんかと思うんです。ここ

らあたりいかがですか。

関連でね、[REDACTED]の人権施策推進本部が設置されたということで、これ設置要綱とか目的とか、会議とか10月29日に初回をやられるとか、書かれているんですけども、何を議論して、何を進めていくかが。これが[REDACTED]がおっしゃった何を目的にどうするんかということがないと、本部を作ってもどうしようもないということです。そのへん中身分かるんだったら教えて。

(森下 人権室長)

[REDACTED]に聞いているところでございますが、今年度、計画出していただいている中身についてもう少し充実できないかということで話をあげてみたり、来年度に向けてどうするか話し合いたいということで、話を聞いております。

[REDACTED]
県は設置要綱持っていないの。

(森下 人権室長)

はい、もらってます。

[REDACTED]
それ、いただけるかな。

(森下 人権室長)

構いません。

[REDACTED]
同類の質問ですけども、今の推進体制が推進本部ということでできて、幹事会も一緒に生まれるという体制ですけども、その事務機能ですけども、それがこれ、いろんな課にまたがっていたり、はっきりしていなかったりというのが[REDACTED]の現状だと思うんです。今回この設置にあたって、その人権に対応する課、その課の名称を教えてくださいたいのと、それともう1点がその事務局体制として、そういう人員配置が可能になっているのかというところが分ければ少し教えてください。

(森下 人権室長)

要綱の中でですね、一応、事務局の庶務は[REDACTED]が行うということになっております。

[REDACTED]
担当の職員配置みたいなのところも分かるわけですか。

(森下 人権室長)

今、担当の職員配置までは、はっきりと聞いていないんですけども。

([REDACTED])

10月29日っていうたら、もうすぐ開かれるわけですけども、体制とかそういったもの、方針とかも決まっていくなだと思いますので、そういったさっき言った要綱とかと一緒に体制とかの情報も分かれば、一緒に資料いただければと思います。

(森下 人権室長)

はい、確認しまして、お答えしたいと思います。

3 公正採用問題について (労働政策課)

(司会)

それでは、後ほど相互連絡をしたいと思います。続いて時間が迫ってますので、3番の公正採用問題にいきたいと思います。よろしくお願いいたします。

[REDACTED]
公正採用について公正採用選考関係機関連絡会議が出来たと書いてあるが、これはどういう団体で何を目的になさっているのか。要綱とかがあったら見せてもらいたいんですけども。事務局はどこが担当しているのか。

(吉田 労働政策課長)

今ほどの公正採用選考関係機関連絡会議、これはうちの労政課で所管しております、メンバーは国の福井労働局職業安定部、県の総務部、健康福祉部、教育庁、産業労働部という構成でございます。

()
具体的に何をしているのか。

(吉田 労働政策課長)

内容につきましては、高校生が就職するときの面接等における不適切事象についての連絡体制をここで決めてございます。

()
受験報告書のことか。

(吉田 労働政策課長)

そうです。

()
そうすると、福井労働局の問題なんやけどね、福井労働局安定所は福井にくつあるのか。

(吉田 労働政策課長)

6か所でございます。

()
6つの安定所が全部研修会をやっていなかったという事実を把握しているが。

(吉田 労働政策課長)

昨年の中での聞いておりまして、今年度は、はすでに開催したと聞いてございます。残り嶺北3地区ありますが、年度内には順次開催していくと聞いてございます。

()
せなあかんわけやけど、そういう連絡会議もやってんやけど、そういう実態は県は知ってたのか。

(吉田 労働政策課長)

昨年度この場所だったと思うんですけど、そういう話がでるまでは承知してなかったと思います。

[REDACTED]

結局ね、そういう会議をつくっても具体的な部分で労働局とチェック体制を作らなかつたら進まない。もう一つは教育委員会に教えてほしいんやけども、各高等学校で受験報告書についての授業とかそういうのは高校の現場でやられてると。先ほどのモデルの報告書には乗ってるけど、授業とかはのってないん。

(田中 高校教育課長)

学校では受験報告書を書きなさいと採用試験の前に研修しています。

[REDACTED]

しているの。

(田中 高校教育課長)

しています。

[REDACTED]

先ほどの資料にのってなかったから。要は人権教育の年間計画のなかで、例えば [REDACTED] はのってあらへんやん。

(田中 高校教育課長)

すみません、今もうしあげましたのは就職試験を受ける子どもたちへということですよ。

[REDACTED]

今は短大や大学や専門学校でも本籍を求めたり、統一応募用紙に違反するよなのをつこてるやん。そっちはええの。

(田中 高校教育課長)

統一応募用紙自体はこれしかありません。

[REDACTED]

大学や短大に進学するときに時に家族の構成とか書かせるのつこてるよあるやろ。知らん。

(田中 高校教育課長)

ちょっと把握していません。

そういうチェックはできてるの。専門学校とか短大、大学でうちら[]ですけれども進学用の書類の中でそんなん出てきましたよ。とくにえげつないのは医学系の大学で資産どんだけあるか、書かせるんやで。同じような形で本籍地や家族構成や資産を求めたり、家族構成を求めたりする様式を未だに使われてる実態を知ってほしい。同時にそのことが日本の社会の中で人を評価するときに、その人の能力とか意欲ではなくて家庭環境とか依然としてそういうのがあるってことでしょ。そういうことを単に、受験報告書はこうですよでなくて、そのことを人権教育として高等学校の現場の中でやっていくときに単に就職する生徒のことだけではないと思うんですよ。

結局進学する生徒もずっといったら最終的に就職するんでしょ。高校で問題を起こしている企業が短大や大学生を採用するときに問題を起こさんていうことではないわけでしょ。もっといったら高校については受験報告書があるからね、なんとか見つからんようにやるけど、大学や短大やったらそういうチェック機関がないから企業の本音が出てしもて見つからんと思ってやることがあるわけですから、就職する高校生、進学する高校生を区別するのではなくて、進学する高校生でもやってもらいたい。

もう一つ気になったのは実践事例集の中で33ページね。ホームルームの活動指導案の中にね、したから3やね。同和地区出身であることや家族の経済状況を理由にした就職差別があったと過去形で書かれている。就職差別は過去の問題ではないですよ。現実問題として起こっているわけ。密室でやるから中々表面化しないわけで、現実には就職差別いろんなところであるわけでしょ。そうすると就職差別が過去のような形で授業をやられてるのかと思うと心配になってくる。現実問題として就職差別が起こっている。ね、そういう認識の中で数字として見えてきたのは、企業が面接のときに親の職業聞いたり家族構成聞いたり、これ明確に職業安定法違反でしょ。法律に違反している企業がこんだけあるっちゃうことですよ。普通そんなんやったら法律に違反するような企業がこんだけあったら大変なことなんやで。そこがまだまだね、一生懸命取り組んでもらっているのは分かるけども、まだまだ氷山の一角ではないかと思いますので、さらに強化してもらいたいと思います。

私からも一点補足をしたいんですけども、県教委の調査はたしかに減ってきているけどもまだまだレベルは高いですよ。違反件数にしても違反事業所数にしても数は多い。だから、これは徹底して少なくしてほしいというのが一つですが、もう一つ重要なのは、県教委の方から労働局へこういう事業所が違

反しているという調査を渡されていると思うんですけど、労働局のほうで現場で違反を確認している件数ははるかに減るんです。みなさんは一生懸命調査をしていますが、労働局が確認しているのは4割くらいです。だから、福井労働局への指導の要請を同時にやってほしいと思います。でなければなかなか減らない。ちなみに教育庁さんのほうで福井労働局が確認した数字を確認したらいいと思います。過去3年間くらいは数字出ると思います。

(吉田 労働政策課長)

今ほどの県庁産業労働部になりますけれども、労働局の方には79件の内、労働局が指摘として最終的に上がった数字は26年で言いますと34件でございます。かなり少なくなっております。

なんでそうなのかということは県教委として文句を言わないといけな。生徒が主体的に報告を挙げてきたデータでしょこれは。ところが福井労働局が事業所を指導するのは半分になってしまっている。現実には指導が届いていないということは教育委員会としては受け止めてほしいと思う。

(吉田 労働政策課長)

半分になっているのは、労働局が79件の報告された企業には調査に行きまして、労働局がすべて調査に行って違反事象だと判断したのが34件であり、全部の事業所には回っております。

それはおかしい。それは県教委の調査がおかしいと言われているんですよ国から。

違反が減っておるのは分かるで。定期的に話し合うことが出来てないと思うわ。本来、企業から見れば労働局は怖いわけよ。違反事項だけは、お上がいくら言うても聞かないっていうのは理解できんわな。やっぱり、なんちゅうんか違反したらなんか制裁、制裁とはおかしい言葉になるけれど、そういうのがないと守らなくていいのは困るわな。そんなことがなければただ単に注意するだけではやな、企業にはしたたかなのがおるから、裏でこそこそ聞いてくる、そういう悪いやつもおるからな、周りからこそこそ聞いてくる、そういうやからもおるわ。これはやっぱり重要なことやから、もっと減らすようにどうしたらえ

えんか徹底的に考えていかな、いつまでたってもあれやわな。それで、なんとかがんばってもらわないかんわな。

(吉田 労働政策課長)

はい。また今日のご指摘を受けまして、地元の局ともまた相談したいと思います。

企業啓発しようと思ったら、今現実には労働局と連携して様々な取り組みをやっているやんか。そういうときに共通認識持たないかん。そうやろ。労働局と県が共通認識持つ必要がある。そういうこと考えた時に、県が労働局に持っていったら半分になる。どこに原因があるんかということを経営者や労働者、労働局がつかないんか、福井県の把握がおかしいんか、どこもおかしなかったら子どもも騒いでいることになるやんか。3つしかないで原因で。そうやろ。

しかも、何件か違うっていう事がありますけれども、50%、半分が把握が違っているのは異常事態や。異様な状況や。企業啓発をしっかりしてもらえないかんけども、それ以前にね、ちゃんとそういうところを整理せんかったら、今年もあれやぞ、これだけありましたって把握してるわけやん。そんでまた労働局持ってたらまた半分なる可能性があるがな。これどういうこっちゃねん。それは当たり前のことなんやで。あの一、僕に言わせたら口悪いけど、そんなに担当者として労働局が調査に入ったら半分になりましたって、あんたんと何にも違和感も腹立だしさもないんかい。

(吉田 労働政策課長)

すみません。もっときちんと数字が合わないような形での精度を高めた調査をしていきたいと思えます。

いや違う違う。そしたら精度が悪いうてこというてるんか。県の把握の一番元っていうのは子どもやんか。県の申告がおかしいってことは、子どもの申告がおかしいってことになるやろ。子どもは別に差別受けましたっていうてないんやで、こういうことがありましたって。その報告にもとづいて、やるのは教育委員会なんやで。それはやっぱりちゃんとしとかんかったらね。んで私たちも件数違うって労働局行って初めて分かったわけよ。聞いて、えーって話になって。当時は信用できんということできちっともう一度調査し直せということをやっとるんや。我々は子供から上がってきて、担当者がこれは違反事例やと

押さえたものは大事にせなあかんと思うから労働局に言うわけやん。それをしっかり考えて把握をやらなかったら、これが基礎になって企業への啓発っていうのをスタートするわけやから。

(田中 高校教育課長)

先ほどの進学する生徒方につきましても、しっかり調査しまして取り組まさせていただきますと思っております。子どもの受験報告書につきましても、細かいところまで調査してまいりますので、労働局と調整しながらしっかり中身を確認していきたいというふうに考えているところです。

4 身元調査問題について (市町振興課)

本人通知制度を実施するのに、強力に指導してくれと言っているんですけど、なかなか前に進まない状況ですから。反対に、できない理由を第三者の正当な権利の行使を妨害することになるということを理由に挙げているけれども、今ね、全国に560市町村がやっておるわけや。かなり大きな数字や。みんなそのハードル超えてきとるわけや。だから別に難しいことはないと思うんやけども、最終的には市町村の裁量によるというふうに書いてあるわけやけども、君らんとかが重要性があると認識を持って真剣に努力してくれんと、前に進まんわ。これ来年までにもうちちょっと話進めるように、全市町集めてやな、十分話して、そういう指導をしてほしい。

(尼形 市町振興課長)

この案件についてはただ前に進めればいいってだけでなく、事務をやる市町がちゃんとやっていただくことがあると思いますので、どういう風にやっていくんだということを今年度は金沢市の例をお聞きしましたけど、ほかにいろいろやってるところもありますので、そういったところの話も色々お聞きしながら、それぞれ市町っていうのは状況が違うと思うんですよね。非常に転出転入が多いところもあれば、そうでもないところもある。若い人が入ってくるとか入ってこないとかいろいろなところがあるわけで・・・。

あんたそなん言うけど、全県下100%やってる府県もあるわけや。事情はその府県もいっしょや。最終的な裁量権は市町村にありますというのは、こ

んなん福井県だけちゃうねん。日本中どこ行ってもいっしょや。そやけども100%実施をやってる。もしくは一部でまだデジタル化されてなくてアナログでやってる市町村が少し遅れてるとこはある。でもほぼ全体でやってるとこもあるわけや。参考にするんやったらそこの話聞けや。

(尼形 市町振興課長)

まあ、いろいろなお話を聞きまして、まずは市町に理解していただかないといけないので、今0ですので、まずちょっとずつ詰めていきたい。そういう会議も開かせていただいている。私どもは重要だということで、そういう会議も開かせていただいております。

分かってんねん。そういう話じゃなくて、100%やってるとこが市町村が持ち寄ってやったわけではないんや。それこそ府なり県と市町村が一体となって取り組んだんや。だからこういう事務は県がやってないってこんな日本中どこでもいっしょや。100%できたっていうのは解放同盟が行ってやったばかりじゃない。府県が重要な課題だということで、それなりの意識なり行動をもって市町村を説得しながら実施させてきてるわけや。

県はやってないって、日本中どこいったって一律の自治体何てあるわけないや。さまざまな状況があるわけや。200万も300万もいてる町もあれば数千人しかいないところもある。事情全部違う。それでもみんなやろうっていうんでやってきてる。そういうのを先進地の事例っていうんや。そうやで。

そういうのをちゃんとね、聞いて調べてそれを参考にしてやろうっていうのが福井県の姿勢や。それができんとしたら福井県はそこまで意識がいついてないということにしかならんや。

47都道府県あるんやろ。そのうちの32もやってるやないか。福井県だけ残ってくるんちゃうん。

(尼形 市町振興課長)

いずれにしても先進事例でどういう風に取り組んできたのかというのを参考にしながら、前向きに、検討していきたいと思っております。

は事前登録型やったんけ。

(尼形 市町振興課長)

■は被害告知型でございます。

■
そやろ。事前登録型なんて■はやってへんやないか。事前登録型やってるところからからまず呼べや。

(尼形 市町振興課長)

それで色んな手法がありますのでね、事前登録型をやっているところもあるでしょうし、システム的に対応しているところとそうでないところもある。いろんなところもあるので・・・。

■
参考までに言うとな、スタート地点では■みたいな体制やったのがな、ここにきて全部変わってきとんねんや。やり直そうと。そういうことで事前登録型になってきてるわけや。

■
それよりいいのがあったらいうてみいや。

(尼形 市町振興課長)

そこを勉強させていただきたいと思います。

■
なめとんか。なんでそんなへ理屈ばっかいうとんのよ。

■
この表見てみ。全部で32都府県がやってるわけやん。あかんというのが何も理由がないわけやから、こういう状況になってるんや。マルになってるところがどんな方法でやってるんか、それを調べなあかんやないか。560あるんやから、なんぼでもどこでも調べられるやろ。何もやっとなんとかいう話やないんやから。

やってないところを調べてるんでないやろな。

(尼形 市町振興課長)

やっているところの話を聞いているんです。

（ ）
よろしいか、あのね、やっとなとかやってないとかいう前に、このいわゆる戸籍の不正取得は差別事件なんです。この差別事件と言われる理解、それと戸籍は誰のもんですかと、誰が管理しててっていうね、そういう問題というのを、どれだけ県がね、重要な問題として受け止めているかというのがですね、まずいちばん基本的な第一ボタンですわ。やるとかやらんとか言う前に、この問題が差別の問題なんやと、戸籍を何のためにいわゆる不正取得したのか、そして、その戸籍がいわゆるお金で売り買いされた、こういう現実、事実。そして、それを商売にした人たちは当然罰金刑だけでなく懲役も受けておられる。そういう事案が全国的に展開されてきたというこのところが、我々にしたら一番重大な問題ですやん。現実の問題やん。

これをですね、野放しに福井県はするんですかということが指摘されているんです。県行政として、県の基本合意や基本指針の中に差別はやめましょうとか、人権を大切にしましょうとか、書いてないですか。書いてあるでしょ。

この前、知事さんとお会いさせていただいて、同対審答申50年についてご自由に話させてもらいまして、要請しました。差別は現実存在すると、部落問題はね。この解決のために責任をもって取り組みますと、こういう決意を述べていただいた。その決意が職員全体の中で、知事の決意が県の決意として共有化されて、この戸籍の不正取得の解決のために汗かいて取り組むんやという姿勢がね、見出せないとかかん。

今おっしゃるように、どんな手法でやっていくかというのは、ありますわ。正直言って、（ ）であったり、（ ）であったり、最近（ ）みたいなもんもありますわ。

（ ）で被害者告知と事前登録型の本人登録の制度を作りました。これははっきり言って、（ ）中心的な役割を果たしたんです。

当然、前向きな市町村は自らで取り組んだという市町村もありますけれども、いわゆる全体を含めてすべての市町で、（ ）の市町でしたら事前登録型の本人通知制度を作っていくということは、研修会なりでそういう取り組みを一生懸命やって、こういう方法がええんちがうかとかいう提案を出して、そして出来上がってきたんです。

早いところは、2年前からできてきてんねん。そして、一番遅い（ ）最終

的に[]というものを取り入れて、弁護士も司法書士も8業種全部がきちっと、いわゆる正式様式を用いてやっていくと、そういうところをきちっと見れるような制度として作っていったという、こういったもんもありますわ。

だから私が言いたいのはね、それはそれで学んでもらったらいいけれども、今おっしゃられるように差別の問題や。このことをしっかり押さえてもらって、戸籍は誰のもんやと、誰が管理してるんやと、そういうところのしっかり責任をですね、それがいわゆる野放しにとられると、不正に取られて、そしてそれが商売として金儲けの材料にされると、こういうことを許さんという、そういった問題解決をしていくといった手法の1つとしてですね、当然県の果たす役割を今私どもは求めているんですよ。

だからそういう観点で、答えてもらえなかったら、福井県未だ0ですね。この事案が起きてから何年経つんですか。この不正取得の実態が全国的に問題になって、何年経つんですか。福井県の住民は関係ないんですか。調べられてないんですか。盗られてないんですか。やっぱそういうところをちゃんとね、押えてくださいよ。今日我々が話しているのは、差別の問題を話しているんやで。そこだけちょっとよろしく頼みますわ。どうですか。

(尼形 市町振興課長)

とにもかくにも、まずは市町にも理解していただかないといかんと思いますし、市町から聞いているのは、自分のところだけ単独ではというのがありますので、全体の合意ができるよう一生懸命やっていきたいと思います。

[]
ということはね、県がリーダーシップ発揮せなあかんやん。

(尼形 市町振興課長)

一緒にやっていきます。

[]
いやいや、リーダーシップを発揮せなあかんやん。

(尼形 市町振興課長)

あと、戸籍の方は法務局ですので、法務局とも話をしながら進めていきたいと思います。

法務局と話し合ったらいいけれども、今言ってるように、リーダーシップを発揮するためには、あなたの水準がよ、部長の水準でなく、仕事を進めるあなたの水準がやな、しっかり吸収して何かを作らなあかんという使命感をもって取り組まんかったら前に行かんですよ。我々はそこを言ってる。だから、隣の京都のを参考にしたいんやったら、いつでも言いますわ。こないしてやったということを聞いてもらって、学習してください。そして、来年にはや、少なくともやっぱり取り組んでもらえる状況を市町を含めて作ってくださいよ。どうですか。

(尼形 市町振興課長)

とにかく市町と一緒に、頑張っていきたいと思います。できることからやっていって、だんだんステップアップしていきたいと思います。

()
あのね、最初この話をスタートしたときには、はっきり言うて、今日言われているように手法から入ったわけや。この方法は難しいとか、方法論ばっか並べとる。だからなかなか話が進まん。そこで、これはいったい手法論の問題なのか、何の問題かはっきりさせようという話になったときに、県とか市町村とか自分とこの住民の人権とかプライバシーを守る責任があるんや。だから福井県は福井県民の人権とプライバシーをしっかり守っていくという責任があるというのが、行政の責務というやつや。

そこからスタート・議論をしていかなかったらね、手法の話から議論しだすとね、絶対10年かかって20年かかってなかなかできやしません。じゃあ実現するためには、どうするかというところで手法論が出てくるわけね。まあ、頑張ってください。

それで、参考までに言いますと、やっぱり県のイニシアティブというものが無かったら、市町村は足並みそろいません。これはもう事実なんですわ。そこらへんを理解して、しっかり頑張ってください。

()
それでね、付け加えておきますわ。そしたら、いわゆる戸籍の不正取得のプライム事件、群馬ルートがあるということで、啓発、研修なり、あなたの戸籍が盗られてますよと、そういう問題点で研修をやったり、啓発をやったり、目的意識をもって県民に知らせていくとか、職員に知らせていくとか、そういった取り組みが具体的にやられているんですか。この研修のね、人権研修の報告の中に1個も出てきてないじゃないですか。

さっきから私何が言いたかっただろうと思ったら、皆さん差別事象、差別事件というのは、さっきの話でもそうですわ。あのね、差別事件を取り上げてない。

これ隠しておく問題違いますやろ。こういう事件が起こって、差別が明らかになって、そして運動があって、変わっていったっていう事例が部落地名総鑑でもそうでしょ。全体化していった初めて、みんな分かるわけ。全体化されていないじゃないですか。戸籍の問題なんて。労働の問題もそうや。

ちょっとだいぶ前になるけれども、 の差別事件。 で起こった事件やけれども、あの事件が起こって、職業安定法が改正されているんです。そんな歴史やそこで何が問題やったんやということ、何の就職差別が行われたんやという、そんなことを皆さん、啓発しているか知ってるか。

正直言うてね、そういうところが物足りない。物足りんっていうか、やられてない。だから差別と向き合っていない。差別事件と。 の問題もそうでしょ。何べんもやられてきたけど。あの事件を本当に大事やと思って、皆さんやられてきたけど、具体的に取り上げて啓発されていないじゃないですか。そこが福井県ちょっと弱いなと、もうちょっと意識変えてほしいなと。

特に戸籍の話は、全国的な問題ですから、よそでもいっぱい啓発している内容ありますわ。それ取り寄せていただいて、研修の材料にしてもらおうとか、何でこの事前登録型本人通知制度が必要なんかと、こういったことをみんなで共有化していくような取組みをしてくださいよ。そうせんかったら、変えろとか制度を作れとかいっても、何で作るんやというところが分からへんですわ。

臭いものに蓋してもうてね、こういうふうに変えましたと言うてもね、意味ないですよ。だからやっぱり、事件の真相をしっかり知らしめてもらいながら、これもできるんだったらシリーズでやってくださいよ。研修の中に入れてもらえるように。

そういう取組みを集中してやらなかったら、取組みにならない。これ言ってますわ。よろしくお願いしますわ。

5 人権意識調査の実施について（地域福祉課）

（司会）

それでは、時間もまいって来たようですので、まだまだやりたい項目もあるんですけれども。人権意識調査ですか。そんなら、これを最後にしてください。よろしくお願いします。

やるということで、10月1日か。それはいいんですけども。この前にお願いしたはずやけれども、事前にどんな項目を挙げているか知らせてくれと言っていたはずや。それがこの23項目、そして同和問題が3項目と書いてあるけれども、この23項目の中身が分からない。それよりも最初にやな。事前に見せてくれと、意見を言わせてくれと言っといたわけやが。それはどないなったんや。

(向出 地域福祉課長)

今年行います県の意識調査につきましては、これまでの20年に行ったものとの整理比較、また、全国との比較することも大事だと思っておりますので、基本的には前回そういうものを参考にしながら、問を作ったところでございます。先ほども申し上げましたけれども、調査の内容につきましては、県の審議会である人権施策推進審議会に意見を伺ったというところでございます。あと、23項目どんなものがあるかというところでございますけれども、同和問題以外につきましては、女性とか、高齢者とか、子どもとか、障害者、外国人の人権とか、犯罪被害者の人権とか、インターネットの人権とか、あと性的指向とかいろいろありますけれども、そういうものについては、概ね設問を1問ずつ設けておりまして、全体として23項目の設問を設けております。

だからね、我々が要求してきたものやわな。要請してきたものに対してやな、やっぱり中身について意見聞くということがなかったらあかんのと違うんか。間違いないかぐらい聞かなあかん。

(向出 地域福祉課長)

繰り返しになって申し訳ないですけども、単発の県民意識調査とかでなくて、前回との比較とかしようと思いますと、考えておりますのが先ほど回答書で申し上げましたけれども、同和問題を知ったきっかけとかですね、現在同和問題に対してどのようなことが起こっているか、特に結婚問題に関して、そういう同和問題に関する結婚の意識を調査するということで。

当事者の意見は聞かへんの。部落問題に関して、解放同盟に意見聞かへんの。当事者の意見聞いていない。

()
普通は前回との比較のデータを取りたいって言うても、どうですかと事前に見せてくれよとか言う話も難しい話ではないと思います。なんか反対にそういうふうにつっぱったような話をされると、なんかあるんかと思って考えてします。広くみんなからの意見を聞いて、作っていくというのはそんなに難しい話ではないので。

(向出 地域福祉課長)

決して、つっぱっているわけじゃなくてね。

()
いいですか、審議会に諮ったというのは、ホームページでも見ました。しかし、この審議会のメンバーの中に人権の意識調査の専門家とか、専門的見識を持った人がおられるんですか。あるいは23項目を皆さんで作られたように聞こえてくるけれども、人権に関する専門家の意見を聞いたんですか、1つは。審議会にそういう見識を持った人がおられるんですか。この結果を踏まえて、例えば調査結果からこういうことが分かるんだという分析は誰に頼むんですか。専門家に頼むんですか。

それから前回調査とおっしゃるけれども、ここに書いてある20年ですか、この20年の調査というのはあまりにも杜撰な調査です。だから、もう一度やり直しますというのがこの前の昨年の回答です。前回の調査と比較してなんになるんですか。杜撰な調査なんですよ。サンプリングの仕方にしても、電話帳抽出でしょ。そんなものと今回やる調査を比較してなんになるんですか。以上、聞いている点はいくつかありますけれども答えてください。

(向出 地域福祉課長)

県の人権施策推進審議会と言いますのは、いくつかの分野と言いますか、それぞれの分野におきます学識経験者等で構成されている審議会でございます。今、もう1つこれにつきまして専門家の分析を行うのかどうかというご指摘がございましたけれども、私ども考えておりますのはきちんと調査した上で、改めて審議会の委員さんとかにですね、評価とか分析した上で、そういう分析でいいかどうかについては、ご意見を伺っていきたいと思っております。

()
意識調査の専門家がおられるんですかと聞いてるんです。そんな一般的な意見を聞いてこれでいいですかとか聞いても、意味がないんじゃないですか。最

近の自治体が行う意識調査というのは、ほとんど専門家に依頼していますよ。なぜかという素人ではなかなかできないからです。

()
あのね、前にも学識経験者やら入れてやるとしてきたはずや。いっこうに全然反映されていないし。もう1つな、その審議会の中で検討してということやけれども、その前に君らの意見も入るやろ。人権室の意見も入るんやろ。全く入らんのか。

(向出 地域福祉課長)

当然、審議会にかけるにあたっては、国はこういう調査をしている、福井県はこういう調査をしていると、それと前回と状況が変わっているというところもございしますので、文言の修正というのは事務局の方で作ります。

()
そんなら、同和問題について、または人権問題について、アンケートの中身について発案しているんや。誰が作っている。専門家か。

(向出 地域福祉課長)

それは先ほど申し上げたけれども、前回の調査と内閣府の調査を見まして、今回そういうものを作り上げていったというわけです。

()
前の調査が不十分やから、新しい形でやってくださいと言ってきたはずや。もう1つは、事前に私らの意見を何らかの形で入れていくということを考えなあかん。それは内々に君らが僕らに話をして、これどうやという話をしたらいいんや。もちろん表向き僕らが審議会の前で、どうのこうのとは言いにくいけれども、それまでに君らがこういう内容でどうやという話をもってこないかんがな。

だから一体僕らわな。福井県の差別の実態というものを明らかにしないと、同和行政、人権行政進めないんやから、実態調査というものをやってくれということや。そう言うてあるのに我々運動団体に取り組んできて、それなりの意見があるやないか、それをいっこうに見ようとせんと内容を作っていくというのはおかしいとちゃうんか。だいたい23項目って少ないわ。全く少ないで。そういうことや。

(司会)

よろしいですか。

問題だけれども、これね、 の方と我々と県の方と話し合う日を機会を作っていかなあかんのではないの。今のままじゃ、全く私ら分かん。その機会を作ってもらうこと。これどうですか、約束してな。

(向出 地域福祉課長)

前回の8月だったと思いますけれども、同盟さんと県と ということでやったことはあります。それで、同盟さんのそういう意見がありましたので、私どもと同盟さんとの1回話をした上で、 と調整をしたいと思っております。

早急にやってくれな。いっこうに話がないがな。そんなたらたらやってたら、いつまでたっても解決するか分かん。

(向出 地域福祉課長)

今の のお話を聞いたうえで、 と調整させていただきます。

(司会)

もうよろしいですか。それでは長いこと時間も過ぎてますので申し訳ないです。それでは、福井県の代表の方、総括というかちょっとご挨拶をお願いいたします。

(片山 嶺南振興局長)

振興局長の片山でございます。長時間にわたりまして、ご意見を賜りまして、誠にありがとうございました。また、貴重なご意見を賜り重ねてお礼申し上げます。いただきました意見につきましては、私どもとして真摯に受け止めまして、県民一人ひとりが同和問題を自分のこととして捉えまして、差別のない社会が実現するよう、努力をしてみたいと思います。少し勉強不足ところもあるようでございますので、今後とも十分勉強させていただいて、またしっかり対応していきたいと思いますので、また皆様方の引き続きのご協力をよろしくお願いいたします。以上、簡単ではございますが、閉会のあいさつとさせて

いただきます。ありがとうございました。

(司会)

どうもありがとうございました。では、こちらから本部を代表してお願いいたします。

長時間か短時間か分かりませんが、今日は話をさせていただいて、毎回同じような感想をもってしまって申し訳ないんですけれども、やっぱり答申50年というのはですね、我々の側からも言うたんですが、差別というのは決して観念的なものではなくて、抽象的なものでもなくて、思いすごしでもないんだと。いわゆる事実、実態の問題なんだというところが一番大きな部分ですよ。それをしっかり踏まえながら、差別ある限り行政の責任でやっていくのが、まさにそういう姿勢であります。今日は、我々が申し上げたことが一貫しているのは、やっぱりそういう差別の事実というのをしっかり踏まえてほしいと。その上に立った取組みだったり、啓発だったりということをしっかり進めてほしい。特に市町の取組みについては、ちょっと言いましたけれどもちょっと進んだように思います。しかし、これはちょっと進んだ程度だと私は思っていますので、さらにこれを踏まえながら具体的な行動を深く進めていきたいと。

それから本人通知制度の個人情報の問題とかありますけれども、やっぱり一番問われるのは、福井県自身がどう思うか、どういう姿勢かというのが関わってくると思うんです。我々、部落差別のことを訴えていますけれども、これは部落差別もそうですし、福井県全体の住民の人権やプライバシーを守るそういう兼ね合いなんだということをしっかりと認識していただきたいと思います。

最後にもう1点だけ付け加えると、答申の中に部落差別の取組みを進めるにあたって、当事者との連携、当事者としてしっかり話し合いを持ちながら、進めていくというべきやという文言が書かれているわけです。確かに専門家とかいろんな人がいると思いますけれども、部落差別を受けている我々当事者の方の思いをしっかりと聞いていただく、そしてそういう立場にたって進めていただくと、これは当たり前のことであって、これからもそういうことをしっかりと踏まえながら、取組みを進めていただきたいを想います。今日はどうもご苦労さんです。

(司会)

最後になりましたけれども、閉会のあいさつをお願いします。

閉会のあいさつ言うても、2人語られたんで私何も言うことありませんけれども、今日の会合が今までの中で1番盛り上がったと思います。僕はそれが1番大きな収穫だったんだらうなと思います。この盛り上がりがここでしぼんでしまったら何もなりませんよ。今から、来年、再来年にかけて、さらに皆さんの持っている力を十分に発揮していただいて、よりよい福井県の人権問題の解決につなげていただきたいと思います。どうもありがとうございました。